

(公 印 省 略)
健 福 第 3 - 5 号
令 和 2 年 4 月 2 8 日

各 郡 市 医 師 会 長 様
学 校 法 人 高 崎 健 康 福 祉 大 学 理 事 長 様
(在 宅 医 療 ・ 介 護 連 携 支 援 セ ン タ ー)

群 馬 県 知 事 山 本 一 太
(健 康 福 祉 部 健 康 福 祉 課)

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 拡 大 防 止 の た め の
群 馬 県 の 緊 急 事 態 措 置 の 周 知 に つ い て (依 頼)

平 素 か ら 県 行 政 の 推 進 に 御 理 解 と 御 協 力 を 賜 り 、 深 く 感 謝 を 申 し 上 げ ま す 。

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 拡 大 防 止 対 策 に つ い て は 、 本 年 4 月 1 5 日 付 で 貴 セ ン タ ー に
対 し 、 関 係 者 等 へ の 外 出 自 粛 要 請 の 周 知 を 依 頼 さ せ て い た だ い た と ころ で す 。

し かし な が ら 、 本 年 4 月 1 6 日 、 政 府 か ら 、 緊 急 事 態 宣 言 の 警 戒 区 域 を 7 都 府 県 か ら 全
国 に 拡 大 す る 旨 の 発 表 が あり 、 本 県 も 緊 急 事 態 宣 言 の 対 象 区 域 と な り ま し た 。

こ れ を 受 け て 、 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 等 特 別 措 置 法 に 基 づ き 、 別 添 の と お り 「 新 型 コ ロ ナ
ウ イ ル ス 感 染 拡 大 防 止 の た め の 群 馬 県 の 緊 急 事 態 措 置 」 を 定 め ま し た 。

県 民 の 皆 様 に 対 し て は 、 こ れ ま で ど お り 、 不 要 不 急 の 外 出 を 控 え 、 県 外 へ の 往 来 を 自 粛
し て い た だ く ほ か 、 事 業 者 の 皆 様 に 対 し て は 、 感 染 拡 大 防 止 の た め 、 一 部 業 種 に お い て 施
設 の 使 用 停 止 を 要 請 す る こ と と し ま し た 。

つ き ま し て は 、 貴 セ ン タ ー に お か れ ま し て も 、 緊 急 事 態 措 置 や 該 当 施 設 の 使 用 停 止 の 趣
旨 を 御 理 解 い た だ き 、 関 係 者 等 に 対 し 各 種 広 報 ・ 連 絡 手 段 を 通 じ て 周 知 い た だ き ま す よ う
お 願 い し ま す 。

な お 、 今 回 、 停 止 要 請 を 行 わ な い 、 社 会 生 活 を 維 持 す る 上 で 必 要 な 施 設 等 の 事 業 者 の 皆
様 に つ い て も 、 職 場 等 に お け る 感 染 拡 大 を 防 止 す る た め 、 適 切 な 感 染 防 止 対 策 を 講 ず る ほ
か テ レ ワ ー ク や 時 差 出 勤 を 積 極 的 に 導 入 し て い た だ く よ う 、 併 せ て 御 周 知 く だ さ い 。

担 当 : 地 域 包 括 ケ ア 推 進 室 間 嶋
T E L : 027-897-2653
F A X : 027-243-2044
e-mail : houkatsukea@pref.gunma.lg.jp

閣 副 第 4 5 4 号
令和 2 年 4 月 16 日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長
樽 見 英 樹
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等
緊急事態措置の実施等について

新型コロナウイルス感染症対策については、令和 2 年 3 月 26 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部を設置し、令和 2 年 4 月 7 日に、特措法第 32 条第 1 項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされました。

本日、特措法第 32 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項第 2 号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置（第 46 条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域を全都道府県へと変更するとともに、特措法第 32 条第 6 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

このことを踏まえ、特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）については、下記のとおり取り扱うこととしましたので、その実施に当たっては、この趣旨に沿って適切に対処されるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村及び特措法第 2 条第 5 号に規定する指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。）にも、周知されるようお願いいたします。

記

1 緊急事態措置の実施に係る事前協議

基本的対処方針三（６）３）⑦において、「特定都道府県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部長と協議し、迅速な情報共有を行う。」とされていることを踏まえ、特措法第 38 条第 1 項に規定する特定都道府県知事（以下「特定都道府県知事」という。）は、緊急事態措置の実施にあたっては、特措法第 16 条第 1 項に規定する政府対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）に対し、事前に協議を行うこと。

2 緊急事態措置の実施に係る報告

基本的対処方針三（６）３）⑧において、「緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。」とされていることを踏まえ、特定都道府県知事は、別紙様式第 1 により、緊急事態措置を実施した際は、遅滞なく、政府対策本部長に対し、その旨及びその理由を報告するとともに、別紙様式第 2 により、特措法第 38 条第 1 項に規定する特定市町村長及び指定地方公共機関の長が緊急事態措置を実施した旨及びその理由に係る報告を取りまとめ、遅滞なく、政府対策本部長に報告すること。

3 大型連休期間中における都道府県の区域を超える不要不急の移動の自粛の要請の徹底

基本的対処方針三（６）３）⑩において、「特定都道府県は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。特に、大型連休期間においては、法第 45 条第 1 項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、住民に協力を要請する。また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求める。政府は、必要に応じ、当該不要不急の移動の自粛に関し、法第 20 条の規定による総合調整を行う。」とされており、特定都道府県知事は、これを踏まえ、住民に協力を要請するなど、適切に対応するとともに、要請等を行った場合には、別紙様式第 3 により、遅滞なく、報告すること。

別紙様式第1 特定都道府県知事による緊急事態措置の実施に係る報告

都道府県名：

	緊急事態措置の内容（根拠条文）	措置を行った日	期間	理由（必要性）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

<留意点>

- ・回答に際して枠が足りない場合には、適宜追加をお願いします。

別紙様式第2 特定市町村長及び指定地方公共機関の長による緊急事態措置の実施に係る報告の総括

都道府県名：

	実施主体 (特定市町村／指 定地方公共機関)	緊急事態措置の内容 (根拠条文)	措置を 行った日	期間	理由 (必要性)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

<留意点>

- ・回答に際して枠が足りない場合には、適宜追加をお願いします。

別紙様式第3 特定都道府県知事による大型連休期間中の移動自粛の要請に係る報告の総括

都道府県名	大型連休期間における不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ人の移動の自粛に関する要請の概要（ホームページで公表している場合は、URLを貼り付けてください。）	要請日（又は要請予定日）

<留意点>

- ・回答に際して枠が足りない場合には、適宜追加をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 群馬県の緊急事態措置

1 緊急事態措置の実施期間

令和2年4月17日（金）から5月6日（水）まで

2 緊急事態措置の実施区域

群馬県内全域

3 緊急事態措置の内容

(1) 県民に対して（4月17日（金）から5月6日（水）まで）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」。）第45条第1項に基づき、「医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと」を要請する。

また、他の都道府県への往来についても、原則として自粛を要請する。

(2) 事業者等に対して（4月18日（土）から5月6日（水）まで）

特措法第24条第9項に基づき、県内に所在する特措法施行令第11条に規定する施設（別紙①特措法による協力要請を行う施設）の管理者及びイベントの主催者に対し、施設の使用停止又は催物の開催停止を要請する。

なお、特措法施行令第11条に規定する施設に該当しないが、使用停止が望ましい施設（別紙②特措法によらない協力依頼を行う施設）の管理者に対して、施設の使用停止又は催物の開催停止の協力を依頼する。

また、社会生活を維持する上で必要な施設等（別紙③基本的に休止を要請しない施設）の管理者に対し、適切な感染防止対策を講じた上で事業の継続を要請する。

イベントの主催者に対しては、屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請する。

① 特措法による協力要請を行う施設

種類	施設	休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	ストリップ劇場	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
ライブハウス	対象		
場外馬（車・舟）券場	対象		
大学・学習塾等	大学	対象	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	専門学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
体操教室	対象		
文教施設	幼稚園	対象	【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	

① 特措法による協力要請を行う施設

種類	施設	休止要請	備考
運動・遊技施設	体育館	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）</p> <p>※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。</p> <p>☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。</p>
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	ゴルフ練習場（※）	対象外	
	バッティング練習場（※）	対象外	
	陸上競技場（☆）	対象外	
	野球場（☆）	対象外	
	テニス場（☆）	対象外	
	柔剣道場	対象	
	弓道場	対象外	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
テーマパーク	対象		
遊園地	対象		
劇場等	劇場	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）</p>
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
集会・展示施設	集会場	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）</p> <p>【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）</p>
	公会堂	対象	
	展示場(住宅展示場については、集客活動を行い、来場を促すもの)	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	
	博物館	対象	
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	対象	
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
植物園	対象		

① 特措法による協力要請を行う施設

種類	施設	休止要請	備考
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）</p>
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	対象	
	古物商（質屋を除く。）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
	旅行代理店（店舗）	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
展望室	対象		

② 特措法によらない協力依頼を行う施設

種類	施設	休止要請	備考
大学・学習塾等	大学	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼</p>
	専門学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
体操教室	対象		
集会・展示施設	集会場	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。</p>
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	
	博物館	対象	
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	対象	
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
植物園	対象		

② 特措法によらない協力依頼を行う施設

種類	施設	休止要請	備考
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼</p>
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	対象	
	古物商（質屋を除く。）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
旅行代理店（店舗）	対象		
商業施設	アイドルグッズ専門店	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼</p>
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	

③ 基本的に休止を要請しない施設

種類	施設	休止要請	備考
医療施設（※）	病院	対象外	【要請の内容】適切な感染防止対策の協力を要請 ※有資格者が治療を行うもの
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	整体院	対象外	
	柔道整復	対象外	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請の内容】必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	【要請の内容】適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	【要請の内容】適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む。
	食料品売り場（※）	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	

③ 基本的に休止を要請しない施設

種類	施設	休止要請	備考
食事提供施設	飲食店	対象外	【要請の内容】適切な感染防止対策の協力を要請、 営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間の短縮については、これまで夜8時以降から朝5時までの間に営業している店舗に対して、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトを除く。）
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	タピオカ屋	対象外	
	居酒屋	対象外	
	屋形船	対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	対象外	
	旅館	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舍	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等を含む）	対象外	
工場等	工場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	A T M	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	事務所	対象外	
	官公署	対象外	

③ 基本的に休止を要請しない施設

種類	施設	休止要請	備考
その他	理髪店	対象外	【要請の内容】適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣装屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駅売店	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	
	ランドリー	対象外	
クリーニング店	対象外		
ごみ処理関係	対象外		

【別表】適切な感染防止対策

発熱者等の施設への 入場防止	・ 従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・ 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	・ 店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保）
	・ 換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
	・ 密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	・ 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	・ ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	・ 従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	・ 出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限